

# 徳行者の表彰

区では毎年、人命救助や模範となる善行のあった徳行者の方を表彰しています。今年は次の9名を表彰しました。

【問合せ】秘書課秘書係（本庁舎3階）へ。

### ★人命救助

三浦学さん：飲食店の火災に遭遇し、施設されたガラスドアを割って消火器で消し止めました。

### ★犯人逮捕協力

北上榮一さん・芳村新太郎さん：振り込め詐欺事件において、身の危険を顧みず、犯人検挙に協力しました。

### ★社会奉仕活動

新井丈一さん：違法看

板の撤去、路上等のごみ清掃や環境美化活動を継続し、快適に通行できるように力を尽くしています。

渡辺芳子さん・足立芳枝さん：地域の福祉サービスの担い手として、高齢者等へのボランティア活動を続けています。

菅野知佐子さん：障害者の地域での自立や地域福祉の推進に力を尽くしています。

### ★青少年健全育成

横田尚さん・河内幸子さん：青少年の非行防止、青少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進など、地域での青少年の健全育成に力を尽くしています。

## 子育て家庭の方へ 住み替え費用を助成します

### ◎賃貸契約の前に予定登録申請を

義務教育修了前の子どもがいる世帯が、区内・区外から区内の民間賃貸住宅に住み替えるとき、転居費用の一部を助成しています。住み替え先の民間賃貸住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

【助成内容】転居による家賃の上昇分（月額2万5000円を限度・最長2年間）

と引っ越しの荷物運搬に掛かる実費（20万円を限度）

▶転入助成…区外から区内の民間賃貸住宅に住み替えるとき、転居費用の一部を助成

【助成内容】契約時の礼金・仲介手数料の合計（36万円を限度）と引っ越しの荷物運搬に掛かる実費（20万円を限度）

【助成件数】転居助成・転入助成とも30世帯

【申請】4月1日(金)から住宅課居住支援係（本庁舎7階）☎(5273) 3567へ。

## 国民健康保険に加入している方へ

# 23年度の国民健康保険料

### ●保険料の所得割額

算定方法が変わります  
国民健康保険料には、基礎賦課額（医療分）・後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）・介護納付金賦課額（介護分）があり、それぞれ均等割額・所得割額があります。

### ●算定方法変更に伴う激変緩和措置（経過措置）を実施

算定方法の変更で保険料が増える方で、次の3区分に該当する方は2年間（23・24年度）、保険料を軽減します。

▼住民税非課税の方：「基礎控除後の総所得金額等」を100分の25に減額して、所得割額を算定します。

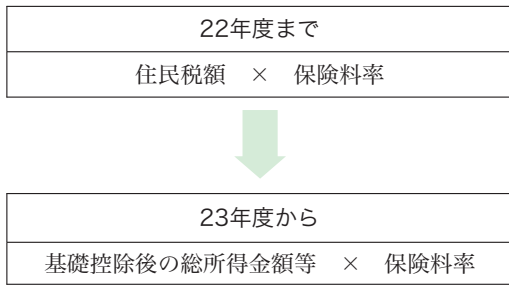
現在の所得割額は、住民税額（都民税・特別区民税の合計額）を基に計算していますが、23年度からは「基礎控除(33万円)後の総所得金額等」を基に計算します。

▼住民税の課税標準額が100万円以下で、「基礎控除後の総所得金額等」が課税標準額の1.5倍を超える方：「基礎控除後の総所得金額等」から、課税標準額の1.5倍を超える部分を100分の50に減額して、所得割額を算定します。

▼住民税の課税標準額が100万円を超え、「基礎控除後の総所得金額等」が課税標準額の1.5倍を超える方：「基礎控除後の総所得金額等」から、課税標準額の1.5倍を超える部分を100分の75に減額して、所得割額を算定します。

※非自発的失業者の場合は、「基礎控除後の総所得金額等」と課税標準額は、給与所得を100分の30に減額して算定します。

### 【算定方法の変更】



【問合せ】医療保険年金課 国保資格係（本庁舎4階）☎(5273) 4146へ。

### ●保険料の計算方法

保険料は毎年見直しています。23年度の年間保険料の計算方法は左図のとおりです。国民健康保険に加入している方には、6月に納入通知書をお送りします。

### 年間保険料

$$\begin{aligned}
 & \text{基礎賦課額(医療分)} \\
 & \text{均等割額 } 31,200\text{円} \times \text{世帯の加入者数} \\
 & + \\
 & \text{所得割額 } \text{世帯加入者全員の基礎控除後の総所得金額等} \times (100\text{分の}6.13) \\
 & + \\
 & \text{後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)} \\
 & \text{均等割額 } 8,700\text{円} \times \text{世帯の加入者数} \\
 & + \\
 & \text{所得割額 } \text{世帯加入者全員の基礎控除後の総所得金額等} \times (100\text{分の}1.96) \\
 & + \\
 & \text{介護納付金賦課額(介護分)} \\
 & \text{均等割額 } 13,200\text{円} \times \text{世帯の加入者のうち40歳～65歳の方の人数} \\
 & + \\
 & \text{所得割額 } \text{世帯の加入者のうち40歳～65歳未満の方の基礎控除後の総所得金額等} \times (100\text{分の}1.28) \\
 & = \text{年間保険料}
 \end{aligned}$$

(賦課限度額51万円) (賦課限度額14万円) (賦課限度額12万円)

### 国民健康保険

## 高齢受給者証をお送りしました

●医療費の自己負担割合が「2割」の方の「1割据え置き」を延長

現在、高齢受給者証（以下「高齢証」）の負担割合が「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」と記載されている方は、高齢証有効期限の23年7月31日(日)まで「1割」となります。該当する方には、「2割（ただし、平成23年7月31日までは1割）」と記載した新しい高齢証をお送りしました。

4月1日(金)～7月31日(日)までは、今回お送りした高齢証と国民健康保険証を併せて医療機関等に提示してください。古い高齢証は、新しい高齢証に同封の返送用封筒で必ずご返送ください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎(5273) 4146へ。

### 国民健康保険

## 出産育児一時金の申請手続き

出産育児一時金（42万円）は、原則として区が直接医療機関等に支払う直接支払制度をご利用いただいています。4月1日(金)以降の出産から、受取代理制度（世帯主が医療機関等に受け取りを委任する制度）をご利用いただける場合があります。ご利用の際は国保給付係への申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係（本庁舎4階）☎(5273) 4149へ。

## 東京都後期高齢者医療広域連合から

1月31日、同広域連合議会定例会で23年度予算が可決されました。

●23年度予算  
1兆487億1017万7千円

◆一般会計  
41億4337万2千円

【主な内容】▶歳入…区市町村が事務経費として負担する分担金・負担金（38億4127万8千円）

▶歳出…特別会計へ繰り出す民生費（36億3447万円）

◆特別会計  
1兆445億6680万5千円

【主な内容】▶歳入…現役世代が加入している医療保険からの支払基金交付金（4761億6177万7千円）

▶歳出…医療機関へ支払う診療報酬等の保険給付費（1兆361億3014万1千円）

【問合せ】同広域連合企画調整課 ☎(3222) 4499へ。

※東京都後期高齢者医療広域連合は「後期高齢者医療制度」の運営主体として19年3月1日に設立された特別地方公共団体で、都内62区市町村が加入しています。

4月・6月・8月に支給される年金から引き落とし（天引き）になる保険料のお知らせを、4月1日(金)にお送りします。

23年度の国民健康保険料は、23年度の住民税の課税状況（22年中の所得）で決まります。23年度の住民税額は6月に確定するため、今回お知らせする保険料の金額は、23年2月引き落とし分と同額を記載しています。

後期高齢者医療保険料の4月引き落とし分は2月分と同額です。6月分・8月分は22年度の保険料を基に仮計算しています。

23年度の住民税確定後に保険料額を精算し、国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に精算後の金額をお知らせする予定です。

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が年金引き落としの方へ

●口座振替への変更を希望する方

保険料の年金からの引き落としは、申し出により8月以降、口座振替での支払いに変更ができます。ご希望の方はご相談ください。

※保険料を納付書・口座振替でお支払いの方の保険料は23年度の住民税確定後に計算し、国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬にお知らせする予定です。